

平成21年度ハイヤー供給契約について

仕 様 書

平成21年3月

独立行政法人 経済産業研究所

総務グループ

1. 契約件名

平成21年度ハイヤー供給契約について

2. 適用

(1)この仕様書は、独立行政法人経済産業研究所(以下「研究所」という。)が契約する上記の契約に関する仕様を規定するものである。

3. 目的

研究所役員の円滑かつ安全な移動に資する。

4. 実施項目

(1)ハイヤー供給サービス

①研究所が指定する時間帯でハイヤーサービスを提供すること。研究所専用車1台を研究所の配車要請後、10分以内程度で研究所に到着が可能な営業所等に待機させること。車両及び運転手は事前に登録する1車両及び1名とする。

②上記①の「研究所が指定する時間帯」は原則 9:30 から18:30までの1日9時間とする。但し研究所から変更の指示があった場合には柔軟に対応すること。

③拘束時間9時間又は80軒以内につき基本料金を設定すること。

④上記③の制限を超過した場合、当研究所での過去月平均超過20時間を基準とし料金を設定すること。

⑤運転手は普通自動車免許第2種を取得済みで、都内の道路事情に精通していること。(住所情報のみでスムーズに目的地に到着できること。)また、時間を厳守する者であること。

5. 車両、総排気量

(1)提供する車両はグリーン購入法適用車とする。

(2)総排気量は2,000cc以上とする。

なお、提供する車両はETCを標準装備しているものとする。

(3)カーナビゲーションシステムを標準装備していること。

6. 運転手の条件

- (1) 普通自動車免許第2種を取得していること。研究所を担当する運転手については、落札決定後、写真付きの履歴書を提出すること。(提出された書類は、運転手条件の確認のために使用する。)
- (2) ハイヤー運転歴1年以上であること。
- (3) 東京都内における運転従事歴3年以上であること。
- (4) 受注者の元で運転歴1年以上であること。
- (5) 時間を厳守するものであること。

7. その他の条件

- (1) 以下の自動車任意保険を付保すること。
対人賠償 無制限(搭乗者の損害を補填対象とする)
- (2) 高速道路料金、駐車場料金及び車載電話使用料を除いたハイヤーの燃料、車両の修理費用、車両の部品交換費用、自動車強制保険、自動車任意保険等その他一切の費用は受注者の負担とする。
高速道路料金(ETCを含む)、駐車場料金及び車載電話使用料の研究所への請求は、原則として研究所役職員が乗車している時間帯(駐車場料金については待機時間中を含む)を対象とし、利用月毎の請求書にて実費精算すること。
高速道路料金、駐車場料金及び車載電話使用料については請求時に明細書を添付すること。
ETCについては、明細書の提出に技術的に問題がある場合、日付、区間、金額が明記され公印が押された証明書を発行することで代えることができるものとする。
- (3) 研究所から配車の要請があった場合、FAXの場合はすぐに依頼者宛に内容確認の電話をした上で、また、電話の場合は、配車時間、訪問先住所・名称等を聞き取った上で、行先までのルートの設定・所要時間の設定、依頼者宛の報告など必要な準備を行うこと。
受注者の事務所と運転手の間の連絡を密にし、研究所が受注者事務所に伝えた情報は、漏れなく運転手に伝えること。
これを怠った場合は、研究所及び受注者双方協議のうえ、運転手交代、受付体制再構築など必要な措置を講ずることができる。
- (4) 車載電話は、通信上問題のない機種を採用すること。
また、連絡が取れないことが頻発する場合には、受注者は、運転手に電波受信面で問題のない携帯電話端末を持たせ、またつながりやすいところに待機させる等必要な措置を講ずること。

(5) 請求

- ① 1ヶ月分の利用に基づく利用明細書、請求書を翌月 14 日までに提出すること。
- ② 請求明細には利用日付、経路、出発及び到着時間、待ち時間及び、採用した単位(利用時間又は走行距離)で計算した 1 日毎の請求額を明記すること。
- ③ 証憑として、高速道路や駐車場利用等の場合は領収書または ETC 利用明細書を提出すること。

8. 仕様の変更について

契約期間内において、研究所が必要があると認めるときは、本仕様及びその他の条件を変更することができるものとする。この変更の内容及びその他の措置については、研究所及び受注者双方協議のうえ書面によりこれを定める。

9. 実施期間

自：平成21年 4月 1日

至：平成22年 3月31日

10. 実施責任者及び実施体制

発注者側

実施責任者 理事長

受注者側

本作業を統括する実施責任者の役職、氏名を明示すること。

11. 検収条件

納入品目及び供給内容について、発注者側の実施責任者が指名した者が、本仕様書の「実施項目」の記載に基づき検査を行い、その結果を実施責任者が、本仕様書に定めたとおりの作業が行われたと認めたことをもって、検収とする。